

マイナンバーの通知カード

個人番号カードのご案内



受け取りましたか？ マイナンバーの通知カード

通知カードは10月5日時点で住民登録されている住所に、簡易書留郵便（受取サインが必要で、転送されない郵便）で届きます。世帯単位で届くため、家族のどなたかが住んでいれば、家族みなさんの分の受け取りができます。

12月上旬までに通知カードが届いてない世帯は、市役所までお問い合わせください。



便利な個人番号カードの申請方法と受け取り方法

〈申請方法〉

希望される人は、申請することで便利な個人番号カードを作ることができます。申請の方法は下記の方法があります。

- ・郵便による申請
- ・スマートフォンからの申請
- ・自宅のパソコンからの申請
- ・個人番号カード対応の証明写真機からの申請

詳しくは通知カードに同封されている「マイナンバー（個人番号）のお知らせ」のチラシをご覧ください。

〈受け取り方法〉

個人番号カードの申請をされた人には、平成28年1月以降、交付場所（市役所本庁、朝倉支所、杷木支所のいずれか）などをお知らせする「交付通知書（はがき）」が届きます。

交付通知書に記載されている物を持って、記載された期限までに指定された交付場所に、ご本人がお越しください。

なお、交付場所を別の支所または本庁に変更されたい人は、交付希望日の3日前（土日祝日を除く）までに、市市民課へご連絡ください。

個人番号カードの交付開始に伴い、現行の住基カードおよび電子証明書の作成・更新手続きは、下記の期限までとなります。

- ・電子証明書の作成・更新期限…12月22日（火）16時30分まで
- ・住基カードの作成・更新期限…12月28日（月）16時30分まで

上記期限を過ぎても、お手持ちの住基カードおよび電子証明書は、その有効期限まで引き続き使用可能です。

通知カード・個人番号カードの詳細については

個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp> をご覧ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178（無料）

問合せ先 個人番号カードコールセンター ☎ 0570-783-578（日本語）、☎ 0570-064-738（外国語）
市市民課（☎ 22-1111、内線 61-136、137）

最近、マイナンバー制度に便乗し、金融機関の口座番号などを不正に聞き出そうとする不審な電話や訪問が相次いで報告されています。

市がマイナンバーの通知や利用手続で、口座番号や口座の暗証番号などを電話で聞いたり、お金を要求することは一切ありません。

また、ATMの操作をお願いすることはありません。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。